

北欧諸国の人口政策

吉 田 忠 雄

一、人口過剰時代

十八世紀の末、北欧諸国を旅した一人のイギリス人は、その印象を次のように記している。

私がスウェーデンにいた一七九九年は、きわめて致命的な年であったにちがいない。ノールウェイに接する諸州で、農民はこの年を未曾有の凶年であるといった。家畜は、前年の旱魃により冬の間に極度の損害を受け、そして収穫のおよそ一月前の七月、多数の人々は、味や栄養をよくする燕麥粉を少しも入れない樅の木の芯や乾したカタバミでつくられたパンで生活していた。農民の青白い顔色や陰うつな外貌は、栄養不良を物語っていた。多くの者が死んでいたが、こうした食事の結果のすべては、まだおこっていない⁽¹⁾。おそらく、後になってから、なんらかの伝染病の形をとってあらわれることであろう。

いまからおよそ一五〇年前のスウェーデンは、このように自然の猛威の前に、ただ手をこまぬいているだけであった。貧困、飢え、寒さ——スウェーデン人がいかに勤勉に働らき、イギリスでは見向きもされないような土地を耕しても、な

おその生活はきびしく、多くの人々は慢性的栄養失調に襲われ、たやすく流行病の餌食となっていた。政府は、人口増加に腐心したが、死亡する者も多かったけれども増える人口も多く、国民の多くは生存すれすれの水準で生活していた。

そうした状況の中にあっても、北歐諸国の人口は増加していた。スウェーデンについてみると、一七四九年の人口は一七六万人であったが、一七六七年には二〇〇万をこえ、一八三五年に三〇〇万、一八六四年に四〇〇万、一八九八年に五〇〇万、一九二四年には六〇〇万人をこえていた。²⁾ ノールウェイについても、一七六九年に七二万三六一八人を数えた人口は、一八〇一年には八八万、一八二五年に一〇五万、一八五五年に一四九万、一八九〇年に二〇〇万、一九三〇年には二八二万四一九人を数える増加ぶりであった。³⁾ デンマークでも、一七六九年の人口が七九万七五八四人であったが、一八〇一年には九三万、一八五〇年で一四二万、一九〇一年で二四五万、一九三〇年では三五五万人を数える激増ぶりであった。⁴⁾

こうした人口の増加にたいして、結婚の延期などの予防的措置などが、たとえば、ノールウェイに見られはしたが、しかし食糧の増産や資源の開発は、人口増加の速度に追いつきはしなかった。そのため、たとえばスウェーデンでは、十九世紀に土地改革が行われ、従来の集団作業様式による旧村落単位のものから個人中心の営農に変えもしたが、これも人口増加の不断の勢いに併呑されてしまった。

このような状況を背景にして、貧困と飢えから逃れ出るため、大量の国外移住が企てられるようになった。移住地の多くは、新世界のアメリカであった。たとえば、スウェーデンの推移をみると、国外移住者は古くから見られるが、集団の移住がとくに目立ちはじめたのは十九世紀の中葉以降である。殊に、一八六七―八八年の不作および一八七〇年代末の農業

危機は、大量の移住者の出現となつてあらわれた。一八六七年から一八八六年までの間にスウェーデンを去つた人口は、およそ四五万人（総人口の約一割）で、その大部分は農民であつた。農業危機の時代の一八八〇年代だけでも、農民は主としてアメリカに続々と移住し、その数は三四万七〇〇〇人にのぼり、記録的に最高をしめした一八八七年では四万六九〇〇人に達した。⁽⁵⁾ 一九三〇年におけるアメリカ在住のスウェーデン生まれの国民は五九万五〇〇〇人を数え、二世を含めると一五〇万にのぼると推定される大規模なものであつた。規模こそ小さいが、カナダに住むスウェーデン生まれの人口も、一九三一年現在で三万四五〇〇〇人に達してゐた。スウェーデンの移住者の数は、一八八〇年代を頂点にしてその後減少していったが、アメリカに移住したスウェーデン人の年間平均数は、一八六〇年代が八九〇〇〇人、一八七〇年代が一人、一八八〇年代が三万二〇〇〇人、一八九〇年代が二万人、二十世紀の最初の一〇年が二万二〇〇〇人、次の一〇年が八一五〇人であつた。一方、それとは反対に、一八九〇年から一九一〇年まで、年間平均四〇〇〇〇〜五〇〇〇〇人の本国帰国者があつたといふ。⁽⁶⁾

このように北歐諸国は人口過剰に悩まされ、それと結びつく社会的・経済的困難にほんろうされてゐた。したがつて、北歐諸国の貧困は、この人口過剰と関連があるものと信じられ、貧困を克服するために、出生の抑制と国外移住とが、その解決策として真剣に考えられたのである。一九一〇年、スウェーデン国会は「避妊禁止法」を通させはしたが、民衆は出生の抑制を欲した。スウェーデンで、出生抑制運動に大きな影響力を与えたのは、ウィクセル (Knut Wicksell, 1851—1926) で、彼は、新マルサス主義の熱烈な信奉者であり、幸福な社会を築くために自発的に家族制限をするほかはないと主張し、貧困の原因は生活資料にたいする人口の圧力にあると考えた。こうした考え方は、北歐諸国の産児調節運動を

推進させる結果を招いた。合理的な考え方を受けいれやすい国民性をもつ北歐の人々にとって、こうした訴え方は、またきわめて効果的であった。すでに十九世紀後半から下落しはじめていた出生率は、二十世紀に入ると激減し、出生抑制の見事なまでの「成功」を裏書きしたのである。

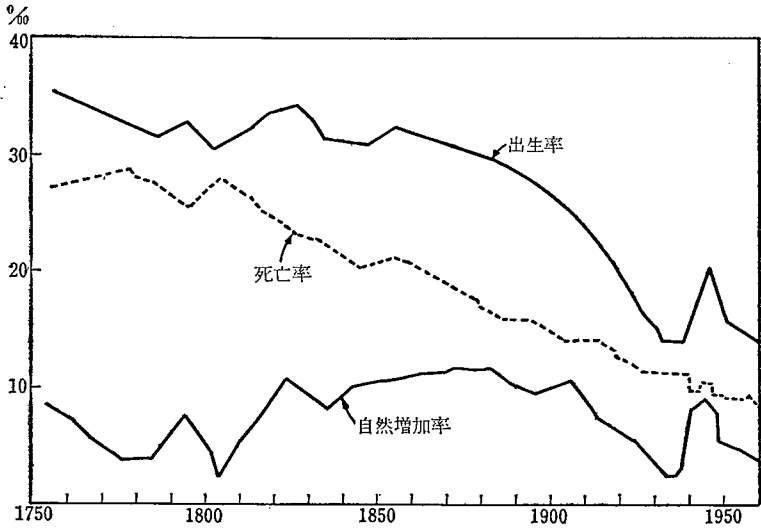
こうして、出生率は急落し、未来に、幸福な社会が約束されるはずであった。そして、一九三〇年頃には、幸福な家庭と幸福な社会を築くため、産児調節は、当然のこととして市民生活に定着していった。

二、人口減退の危機の訴え

このように、二十世紀初頭まで、北歐諸国では、人口過剰に眼を奪われていた。だが、これらの国々には、すでにかなり以前から、人口減退の危機がむしばみつつあった。たとえば、スウェーデンについてみると、第1図のように、出生率はかなり古くから漸減の傾向をたどっていたにもかかわらず、死亡率がそれ以上に急速に下落していたため、自然増加率はかえって上昇し、人口減退を印象づけるものはほとんどなかったが、出生率は着実に減少していた。

これと同じ傾向をすでにたどっていたヨーロッパ諸国では、一九三〇年代に入るまで、人口抑制を歓迎する風潮があり、その前途を憂いる声はほとんどなかったといつてよい。北歐諸国においても、かつて人口過剰にこりたせいか、人口の再生産にはほとんど意を注がなかったのも無理はない。たとえば、一九二六年、ヴィクセル教授は、スウェーデンについて五つの将来人口の推計を公表し、そのうちの二つは人口減退を示すものであることをのべていたが、これが人口減退の危機をもたらす徴候だということを強く感じはしなかったようである。一九三二年、アドルフ・イェンセン (Adolf Jensen)

第1図 スウェーデンの出生率と死亡率の推移



資料：World Population and Resources; a Report by PEP. London 1955. p. 236.
Statistisk Årsbok för Sverige 1962. Stockholm 1962. Sid. 25.

Jensen)も、デンマークについて三つの将来人口を推計し、そのうちの一つは永久的静止人口であることをしめしていたし、さらにヴィクセルも、一九三四年にノールウェイについて将来人口を推定していたが、こうした推計のいずれも、出生抑制を熱望する一般世論の前には無力であった。北歐諸国では、新マルサス主義が公理として受けとめられていた。

だが、一般のそうした動きにもかかわらず、一部の指導層は、こうした状況の推移がどのような結果を招くものであるかについて、ひそかに憂いていた。当時の北歐三国の再生産率は第2表のとおりで、すでに人口の再生産は不可能な状態で、この傾向はとくに大都市においてはなほだしかった。たとえば、スウェーデンの首都ストックホルムについてみると、一九三五年の純再生産率は、わずか〇・三九四だったのである。

しかし、歴史的経験によればひとたび減退しはじめた

第2表 北欧諸国の総再生産率と純再生産率, 1906—1936年

年	スウェーデン		ノールウェイ		デンマーク	
	総再生産率	純再生産率	総再生産率	純再生産率	総再生産率	純再生産率
1906—10	1.799	—	—	—	1.851	1.486
1926—30	0.992	0.857	—	—	1.166	1.012
1931	0.900	0.785	1.036	0.909	1.064	0.929
1932	0.879	0.775	0.989	0.874	1.065	0.939
1933	0.821	0.733	0.899	0.799	1.012	0.903
1934	0.815	0.727	0.883	0.797	1.040	0.934
1935	0.811	0.729	0.869	0.783	1.022	0.902
1936	0.841	0.756	0.874	0.786	1.042	0.933

資料: D. V. Glass, *Population Policies and Movements in Europe*.
Oxford 1940. p. 314.

人口が、増大の傾向をしめすことは、なかなか困難なようである。なぜなら、小家族制の生活が滲透し、子供はせいぜい一人か二人という社会生活ができ上るにつれて、社会が欲する再生産率に、各家庭が自発的に、しかも無意識のうちに上昇させるような生活につくりなおすことには、多くの国民の間に抵抗が多いからである。だが、指導者の間では、いち早く人口減退の危機が感ぜられていた。北欧諸国で、あるいは全ヨーロッパといってもよからうが、最初に人口減退の危機を感じたのは、出生の抑制に最も成功したと思われたスウェーデンであった。その直接の動機となつたのは、一九三四年の末に公刊されたミュルダル夫妻の共著『危機の人口問題』(Kris i Befolkingsfrågan) である。

ミュルダル夫妻は、ヴィクセルの主張とは反対に、この本の中でスウェーデン人口の減退の危機を訴え、当時のスウェーデン指導層にショックな影響を与えた。この本は、多くの人々に読まれ、一九三七年までに一万六〇〇〇部を売り上げた。マスコミも、従来とは全く異なつたこの主張を、大きく取り上げて報道

した。その結果、スウェーデンでは、一九三五年五月、王立人口委員会が設置されたのである。こうして、多くの専門家の協力をえて、一七冊からなる膨大な報告書が作製された。それは、次の四点にまとめうるものであった。

1 スウェーデンの人口発展の目標は、低い死亡率に見合い、しかも、長期的に見て少なくとも人口を、安定して維持できる程度の出産力をもつようなものにあること。

2 長期的視点に立つならば、人口問題の解決は、全社会階級の夫婦による適当な大きさの子供数の出生に見出されねばならない。特にその出発点となるものは、親になることの自発性、自分自身および他の人々の福祉にたいする責任感である。

3 こうしたことを実現するため、受胎調節の正当性が、各種の政治、イデオロギー、宗教のいずれの分野においても認められ、その実行のための教育が行われ、また器具類が市販されてはじめて機能するものである。

4 多くの人々が現在子供を生もうとしないのは、経済的・社会的不安とともに、戦争にたいする恐怖があるからだということを理解するが、未来を信じ、善なるものの窮極の勝利を信じないならば、いかなる国民も生き残りはしないし、また人類のために役立つに足らないはずである。

このような趣旨の報告書は、当時のスウェーデンの背景をもよく物語っているようである。というのは、スウェーデンで、出生は抑制され、出生率は低いにもかかわらず、受胎調節は白眼視され、墮胎もかなり多かったからである。したがってスウェーデン人口委員会は、適当な出産をもたらすために、逆に、適切な受胎調節をすすめたのである。

スウェーデンで受胎調節運動が見られたのは一八八〇年二月で、その先頭に立ったのは、さきのヴィイクセルであった。

この運動は、一九一一年にスウェーデンでマルサス連盟を結成させるほど発展していったが、同時にまた、その反対運動をもひきおこした。受胎調節を公けの場で口にするには忌避されていたし、また一九一〇年には、「避妊禁止法」が通過するほどだったのである。

このような暗黒の中に、スウェーデン国民の多くは少産の社会的パターンをつくりあげたのである。そのため、家族計画のクリニックも少なく、それを利用する人も少なかった。スウェーデンの人口委員会は、こうした闇の中で拡まったスウェーデンの家族計画を明るみに出し、その上で人口政策の一環として取り組もうとしたわけである。

同じような傾向は、デンマークやノールウェイにおいても見られる。デンマークでも、一九三五年に王立人口委員会が設置されてはいたが、受胎調節運動はほとんど見られなかった。法律は、受胎調節運動を犯罪の対象としていた。だが、さすがにこの法律を改正しようとする雰囲気はあった。しかし、クリニックの数はきわめて少なかったし、活動も鈍かった。これと対照的なのはノールウェイで、メーラー女史 (Kati Anker Møller) によって受胎調節運動は、きわめて効果的に機能し、クリニックも増設された。このような状況の中で、デンマークもノールウェイも、墮胎の増加に手を焼いていた。この点では、スウェーデンもほとんど変らなかつたといつてよからう。

スウェーデンの人口委員会は、一九三八年まで続き、一九四一年以降、再び新しい人口委員会が設けられることとなる。およそ三年間にわたるスウェーデンのこの第一次人口委員会の主な業績は、デンマークの人口委員会にも共通なことであるが、人口過剰とともに人口過少も深刻な人口問題であり、それを克服するため、これまで闇の中で扱われた適正な家族計画を社会の表面に出し、また出産の社会的意義を確立し、母子の保護に積極的に乗り出したことである、と判断さ

れる。そして、その方策にそった結果、墮胎をいちじるしく防止できたのである。

もともと北欧諸国では、多数の墮胎が行われていた。たとえば、スウェーデンについてみると、一九三〇年の墮胎数については、種々の報告がなされていた。エディン博士 (K. A. Edin) は、病院その他の施設で医師および助産婦によって確認されたものだけでも一万四四五件で、医療上必要と認めた二四五件以外は、問題の多い墮胎だったのである。エディン博士は医療上必要と思われない墮胎を、年間約一万件と推計しているが、これは一九三〇年の全スウェーデンの出生数九万四二二〇人の一〇%をこえていたのである。また一九三七年当時、ダールベルク教授 (Gunnar Dahlberg) は、未届けの結婚による妊娠の三分の一、正規の結婚による妊娠の六分の一——それは年間二万件を意味する——の墮胎が行われていると推計していたし、オッセセン・イエセン女史 (Ottesen-Jensen) は、年間五万件は下るまい、と推計していたのである。このような大量の墮胎は、出生を抑制しているだけではなく、母体をも傷つけていた。受胎調節を公認し、その普及運動をすることは、この墮胎の惨状を、かなりの程度まで緩和する役割を果すはずのものであった。

スウェーデンは、このようにして出産の障碍物の除去につとめると同時に、すすんで、安心して子供を生める条件づくりに乗り出したのである。スウェーデンの人口政策は、ミュルダールの著作によって示されたものを実行に移したにすぎないと言えよう。その目標は、結婚を奨励することと、出産・育児の費用をできるかぎり社会的に負担することにあった。そしてその援助を、現金ではなく、財およびサービスで与えようと企てた。一八三七年、スウェーデン国会は、結婚・出産・育児を奨励する立場から各種の法案を通過させた。したがって、この年の国会は、「母子議会」とまで言われたのである。

たとえば、一九三七年九月三十日に通過した家具購入費の貸付を目的とした条令は、明らかに結婚の奨励を目的としていた。この貸付制度は、一九三八年一月一日以降、政府資金を流用して実施された。その最高額は、一〇〇〇クローネで、主として既婚者（結婚後六カ月以内）およびこれから結婚しようとする者で、家具を購入するための費用として、中央銀行とその地方支店から貸し付けられた。この制度の目的は、結婚を容易にさせることにあったが、しかしこれは婦人を家庭に引き戻すことにはなかった。むしろ反対に、既婚婦人が、安んじて外で働けるように配慮された政策の一環だったといえるようである。既婚婦人労働者にたいする配慮はこれだけではなく、すでに有給休暇、出産手当制度が実施されていた。

結婚と出産を歓迎する直接・間接の諸政策が、かなり意識的に打ち出されたのは一九三七～一九三八年頃からであるが、それが福祉政策を推進させる役割を果す結果となった。結婚・出産・育児・子供の教育にとまなう経済的負担を軽減させる諸政策が実行に移され、その結果、学校給食、子供数に応じて扶養控除する税制の改正、児童手当制度の部分的実施などが見られるようになった。さらにまた、スウェーデンでは、一九三五年以来、住宅政策をすすめ、各種の補助金を支出していたが、これに居住人の子供数をも考慮することになり、たとえば、三人の子供をもつ家庭の家賃を三割、子供四人では四割、五人以上では五割を引く住宅補助金を支出するようになった。その総額は、一九三五年で五〇万クローネ、一九三六年で六五万クローネにのぼった。一九三八年、割引率はさらに改正され、六～七人の子供では六割引き、八人以上は七割引きとなった。⁽⁸⁾

ノールウェイおよびデンマークでも、スウェーデンほど積極的ではないが、しかし同じような路線に沿って、人口政策

をすすめていった。こうして、北歐諸国は、すでにかなり以前から見られた福祉的諸政策を、人口減退の危機を明確に感ずるようになってからは、意欲的に打ち出すようになったのである。つまり、北歐の福祉国家づくりの積極的姿勢は、人口政策がその要因の一つになっているということである。もちろん、北歐諸国は、西歐諸国とやや異なって、福祉的諸政策は以前から相当の程度まですすめられてはいた。しかし、そうした諸政策が拡充され、結婚と出産を歓迎する社会的雰囲気をつくり出すのに成功したのは、一九三〇年代の後半だと言えるようである。このように見ると、北歐福祉国家の形成が人口政策と無関係ではありえなかったと判断できそうである。

三、第二次大戦中および戦後の人口政策

スウェーデンでは、第一次人口委員会が一九三八年に解散された。しかし、一九四一年になると、再び第二次人口委員会が設置されたのである。委員長は、当時の社会福祉省次官（現首相）のエルランダー（Tage Erlander）で四人の専門家からなるものであった。

この第二次人口委員会は一九四六年まで続くが、その主な業績は、第一次人口委員会がまとめ上げた勧告を実際に移したことである。しかし、第一次人口委員会と、この第二次人口委員会を比較してみると、若干の力点の差があるようである。たとえば、第一次人口委員会は、結婚、出産、育児を奨励するために現金以外のものをも考えていたが、第二次委員会は、きわめて実理的な理由から、現金による援助をもっぱら考えたのである。また、第一次委員会が、自発的な家族計画の原理と受胎調節の必要を強調したのたいして、第二次委員会は、子供をもつことによる生活水準の下落を防止し、

すすんで子供をもてる誘因をつくったということである。

こうした原理にたつて、第二次人口委員会は、一七冊にのぼる報告書と勧告書とをつくりだしていった。それらは、子供の生活、健康、住居、栄養、教育、余暇の利用などのあらゆる分野を含み、家族の福祉を重視する総合計画であった。そして、このような政策が、福祉国家への前進となってあらわれたのである。

しかし、こうした人口政策を兼ねた福祉政策は、とりわけ多産を奨励しているわけではない。出産にはあたかな配慮はあるが、多産者にたいする特権は与えられてはいないし、また、育児手当も決して多額のものではない。ただ、結婚適令期の者が結婚するのに妨げとなつてゐる経済的障壁を取り除き、健全な経済的基礎に立つて結婚生活がいとなめるように、あらゆる面で配慮されており、また、出産、育児についても、そうした母親および家庭が、経済的にも社会的にも、子供をもたない家庭あるいは子供の少ない家庭と差が生ずることのないように企てられてきたということである。

もともとスウェーデンでは、連帯意識も強いが他人の私生活を干渉しないという生活原理が滲透しており、家族の奥の間のことに属する結婚、出産、育児について、たとえいかなる政府であろうとも、強圧的な指示には従おうとはしない土壤をもつてゐるように思われる。かつて古代ギリシアに見られたリカーガス流の出産の干渉は、スウェーデン国民のひんしゆくをかうにちがいない。したがつて、こうした土壤の上に推進される人口政策も、おのずから、「政府が援助するから子供を生め」という直接的な方法は、成功しないばかりではなく、かえつて逆の作用をもたらすおそれがないとは言えない。そこで、現代の国家の多くがとつてゐるように、「政府は家庭づくりの援助はするが、一切無干渉である」という態度を、スウェーデン政府もとるにいたつたのである。そのため、スウェーデンは、避妊の普及については熱心に推進し

ながら、同時に、子供を生みたい者には安心して子供を生むことのできる条件を提供しようと企てたのである。子供のない家庭も、多子家庭も、その生活に落差のないように配慮され、また、大学生にたいしても、結婚したい者には結婚できるように各種の資金援助を行なったのである。

墮胎問題も、第二次人口委員会にとって頭の痛い問題であった。というのは、当時の墮胎件数を、年間三〇万から百万件にのぼると推定する者もあるくらい龐大な件数にのぼっていたからである。墮胎は、時には母体を傷つけ、再生産能力をも喪失させるものである。第二次人口委員会は、主として母体の保護という視点から、墮胎問題と取り組んだ。そしてその対策として次のようなことが要望された。

- 一、健全な性教育の普及と避妊器具の市販
- 二、妊娠の早期診断制度の確立と妊娠を希望しない婦人にたいする指導
- 三、届出による墮胎手術の手續きの簡素化
- 四、職業婦人だけではなく、全婦人にたいする妊娠、出産の保護措置
- 五、妊婦の登録制
- 六、未婚の母親にたいする各種の援助
- 七、このような知識を男性にも知らせるためのパンフレットの刊行

第二次人口委員会のこのような要望にたいして、次々と具体的な対策がつくられていった。避妊器具の市販を認め、薬局にそれを備えつけることの義務を負わせた法律が一九四五年に可決されて、ただちに実施された。また、墮胎手術の手

続きは簡素化され、いわば「墮胎公認」の印象を与えるようになった。しかし、闇から闇に処理された墮胎は、明るみに出され、それを最小限にしようとする努力におきかえられた。墮胎は、社会事業家と医師との共同の認定によって手術されることになった。そのため、合法的な墮胎件数は上昇したが、従来の闇のものを加えた数よりは、はるかに減少したと思われるし、さらに、その合法的墮胎件数を減少させようとする運動も、顕在化されているだけに取り組みやすかった。非合法の墮胎にまつわる手術をうけるものの犯罪的意識はなくなり、すべてが明るみに出されて、その克服に努力が傾けられた。また、墮胎の温床になる経済的圧迫を除去する母子保護の福祉政策は、一九四六年以降積極的に打ち出された。⁽⁹⁾

このように、スウェーデンにおいては、第二次大戦中および戦後、人口政策と明白に結びついた諸政策がとられたのである。こうした政策について、ノールウェイとデンマークにおいてもほぼ同時期、そして同じようなねらいでとられはじめたといえよう。しかし、第二次大戦中、いち早くドイツ軍に占領されたノールウェイとデンマークは、中立国だったスウェーデンと異なった状況に立たされてしまった。したがって、スウェーデンと同じような内容の人口政策が自発的にしかも積極的にとられるようになったのは、ドイツの占領状態が終ってからである。ことに、戦争による被害が最も大きかったノールウェイは、人口政策と結びついている福祉政策という点で、スウェーデンよりも、そしてデンマークよりも、やや遅れ気味だといってよい印象を受ける。スウェーデン、ノールウェイ、デンマークの三国のうち、人口政策の意図もあつて福祉政策が一番ととのっているのは、こんにち、スウェーデンだといつても過言ではないであろう。

だが、スウェーデンにおける人口政策と結びついた性教育の普及、墮胎の公認、未婚の母の保護、避妊器具入手の容易さなどから、それが国民の性道德の退廃をもたらしはせぬかと、人口委員会の間にも議論されたことがある。だが、そう

した懸念は、他国の興味本位の非難はともかくとして、ほとんどないように思われる。たとえば、墮件数についてもこれは着実に減少し、かつて百万件とまでいわれた年間件数は、一九五一年で六三二八件、一九六〇年で二七九二件に激減していることから理解されよう。⁽¹⁰⁾そして、福祉国家は性的スキャンダルに満ちているという説は、明らかに、福祉国家建設を妨害しようとする悪意に満ちた中傷だといえるようである。⁽¹¹⁾

そこで、以下、現在の北歐三国の福祉政策のうち、とくに人口政策と連関のあるものをとりあげてみることにしよう。

四、北歐三国の現在の福祉人口政策

スウェーデン 家族の福祉サービスとして、スウェーデンでは、子供をもつ家庭の経済的負担を軽減させようと、各種の方策を講じているが、その主なものは次のとおりである。⁽¹²⁾

1 児童 一九六二年以降、一六歳以下の全児童にたいして、一人年間五五〇クローネが無税で支給される。この金額は、片親の場合、一人一〇〇〇クローネ、孤児の場合は一四〇〇クローネとなる。

また、児童にたいして、無料診察制度が設けられ、さらに、一四歳以下の子供は、一年に一回四週間以上三カ月未満の旅行の交通費の支給を受ける（ただし、所得制限がある）。保育所も整備され、両親が働らくことのできるよう、両親の収入に応じた廉価な保育料で、子供を預かる施設が完備している。

未婚の母の子供については、公けの後見人がつき、家賃の補助金も与えられている。

2 教育 義務教育はもちろん無料であるが、学校での食事、教科書、学校用具も無料で支給されている。一六―一八

歳の生徒にたいしては、月額五〇クローネの勉学手当が与えられる。成人および大学専門教育の奨学金も整備され、大学では一学年あたり最高二五〇〇クローネ（例外的に三五〇〇クローネ）が貸付けられている。

3 結婚と出産 結婚生活にともなう妊娠その他の問題は、母子センターなどの機関で一切無料で相談をうけることができる。出産に際して、入院出産は無料で、自宅出産もその費用は全額支給される。産前・産後の医療費は一部支給されるが、勤労婦人の出産は、最高一八〇日まで給付金をえられる。出産一時金は九〇〇クローネで、それに子供一人につき四五〇クローネが付け加えられて支給される。

4 住宅 たとえば、借家人にたいして、一六歳以下の子供を持つ家族の場合、住宅補助金が支給される。子供一人の場合は年間三四五〜三七五クローネ、二人以上の場合、三三〇〜三九〇クローネに一人あたり一八〇クローネを加えた金額となる。低所得の多子家族には、さらに三三〇〜三九〇クローネが追加される。

スウェーデンでは、現在このように、多子家族の経済的負担を軽減しようとしている。だが、それにもかかわらず、スウェーデンの出生率は上昇しない。一九四一〜五〇年の出生率は一八・四五%であったのが、一九五一〜六〇年で一四・六九%と、人類史上ほとんど稀だと思われる低水準に下落している。しかも、近年わずかながらの率ではあるが低落の一途をたどっている。

事実、スウェーデンの国民の多くは、二児制をかなり徹底して実施しているような印象を受ける。もちろん、無子あるいは一児の家庭も少なくないが、たいしては二児の場合が多いようである。一家庭あたりの子供の数は、平均して二人を下まわっていると言われ、政府もまた、一家庭二人未満の子供数を、せめてもう一人ふやして三人前後にしてほしい期待

を持つているようである。かつてスウェーデンを訪れた筆者に、政府関係者の何人かはそう語っていたし、事実、スウェーデンは、いま少し多くの人口を欲しているようである。そしてそのことも一因となって、人口政策と結びついた福祉政策を強力に押しすすめているようでもある。

かつて人口過剰に悩んだスウェーデンは、それほど深刻ではないが人口減退に悩まされているといつてよいであろう。スウェーデンではこれまで人口不足や労働力の不足を、合理化の推進によってカバーしてきたが、現状の人口状態を維持して、はたしてこれからも問題なしに発展しうるかどうか。これは人類に課せられた新しい課題だといえるであろう。

ノールウェイ スウェーデンほどまだ完備してはいないが、ノールウェイもまた、母子の福祉については手厚い配慮がなされている。ノールウェイで、そうした福祉政策が抬頭したのは、第二次大戦の末以降であるが、家族数や家族構成の視点から問題になったのは、一九五六年に「家族の経済的地位」問題が広く議論されてからである。そして、子供をもつ家庭の生活水準が、子供をもつことによって特に生活が苦しくならないようにするため、現在、次のような対策がとられている。⁽¹³⁾

- 1 児童手当 一六歳以下の児童をもつ親にたいして、年間、一人につき三六〇クローネ（無税）が支給される。しかし、この手当は、通常、第二子から支給されることになっているが、親が離婚した場合、片親もしくは両親が死亡した場合、両親が結婚しなかった場合は、一人でも支給される。この財源は八分の七が国により、八分の一が地方公共団体によって充当される。

2 減税 ノールウェイの税負担は、地方によって異なるため、正確にしみしえないが、たとえば、オスロー市の場合を例にとると、年間一万五〇〇〇クローネの所得者（一般の勤労者の平均賃金にあたる水準）で、その税金は、次のようになる。

単身者	三三六〇クローネ
夫婦のみ	二七四六クローネ
子供一人の夫婦	二一八二クローネ
子供三人の夫婦	一一〇五クローネ
子供六人の夫婦	〇

3 母親年金 この年金は、地域および母親の所得および年金をうけている子供の状態などによって異なるが、たとえば、オスロー市の場合、母親の収入が三六〇〇クローネ以下の場合、次のようになる。

子供一人で	二七七二クローネ
二人で	四四〇四クローネ
三人で	六三六〇クローネ
四人で	七九九二クローネ
五人で	九〇四八クローネ

以上のこと以外にも、保育所、幼稚園の整備、妊娠や出産にともなう無料相談などの諸政策をすすめているが、総体的

に見て、まだ、スウェーデンの段階にはたちいたっていない。しかし、出生率は、スウェーデンよりもやや高い水準にある。たとえば、一九四六～五〇年で二〇・六%、一九五一～五五年で一八・六%、一九五六～六〇年で一七・九%をしめしている。しかし、年次別にみると、近年、きわめてわずかではあるが徐々に出生率は減退している。

スウェーデンほど深刻ではないが、ノールウェイもまた、新しい問題をかかえつつあるといえよう。

デンマーク この国の福祉政策は、整然としたスウェーデンと、いま整備されつつあるノールウェイの中間の段階にある、という印象をうける。その内容は、スウェーデンおよびノールウェイと大同小異であるが、その主な内容は次のとおりである。⁽¹⁴⁾

1 児童手当 現在、児童手当は、年間、第一子が四〇〇クローネ、第二～四子は一人あたり四五〇クローネ、それ以上では一人五〇〇クローネとなっている。また、片親の場合、子供一人につき二〇〇クローネが加算される。

2 特別手当 二人以上の子供を持つ借家人の家賃にたいして特別の補助金を与えているし、また、片親の子供および孤児にたいしても特別手当が支給されている。たとえば孤児の場合、年間、コペンハーゲン市で一六六八クローネ、地方都市で一四七六クローネ、農村地区で一二四八クローネが支給される。

それ以外に、家庭の手伝い、児童の教育、医療、出産にたいしても、各種の手当が支給されている。

だが、それにもかかわらず、デンマークでも出生率はあまり高くはない。一九四一～五〇年平均の出生率は二一・〇%、一九五一～六〇年で一七・一%であって、スウェーデンとノールウェイの出生率の中間に位置している。そして、近年の出生率は、若干の上下はあるが、下降気味だといってよいであろう。そして、デンマークもまた、人口の減退に直面

していると言えるのである。

* * *

以上見てきたように、北歐福祉国家はいずれも、その濃淡の差はあっても、人口減退問題に直面していると言えるよう。福祉の増進は、自動的に、出生率を低い水準で定着させてしまうものなのかどうか。そして、社会的・経済的発展のため適度の人口増加が必要であり、そのため、少なくとも現人口の再生産を可能とする水準にまで引き上げねばならないとするなら、次に一体どのような対策が効果的であるのか。一見とらえどころのないこの新しい人口問題にたいして、北歐福祉国家は、いま新しい回答を与えようと苦悩しているように思われる。

- 注(1) T. R. Malthus, *An Essay on Population*, Everyman's Library ed. Vol. I, p. 173.
- (2) D. S. Thomas, *Social and Economic Aspects of Swedish Population Movements 1750—1933*, New York 1941, p. 32.
- (3) Statistisk Sentralbyrå, *Statistisk Årbok for Norge 1963*, 82. årgang Oslo 1963, Side 5.
- (4) Danmarks Statistik, *Statistisk Årbog 1962*, årgang 67, København 1963, Side 8.
- (5) I. Andersson, *A History of Sweden*, (Translated by C. Hannay) Stockholm 1955, p. 381.
- (6) *Ibid.*, pp. 383~4.
- (7) これとはほぼ時期を同じくして、イギリスでは J・M・ケインズが、人口減退の経済的帰結に関心を寄せていた。ケインズとシユルダール夫妻の同じような視角からする着眼は、当時の時代の反映だといつてよからう。両論には、理論的共通点は少ないようであるが、これらの二人は、当時の両国の人口減退が予想もしなかった悪影響を与えつつあったことに最初に気づき、理論化しようとした先駆者であったといえよう。
- (8) 以上の敘述は、主として次の著作に負っている。
- D. V. Glass, *Population Policies and Movements in Europe*, Oxford 1940, pp. 315—343.
- (9) *World Population and Resources; a Report by PEP*, London 1955, pp. 241—244.

- (10) *Statistisk Årsbok for Sverige*. Årg. 49. 1962. Stockholm 1962. Sid. 242.
- (11) 拙稿「北欧福祉国家の社会病理と社会構造」(『福祉国家論』社会思想社、昭和四十年刊所収) 参照。
- (12) *Social Benefits in Sweden*. The Swedish Institute, Stockholm [1963].
- (13) M. Langholm, *Family and Child Welfare in Norway*. Oslo 1961. p. 46 ff.
- (14) N. Halck, *Social Welfare in Denmark*. Copenhagen 1961.